

水道情報活用システム 標準仕様等管理団体の 選定について

令和元年9月

経済産業省商務情報政策局情報産業課
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道情報活用システムに関する実証事業成果物

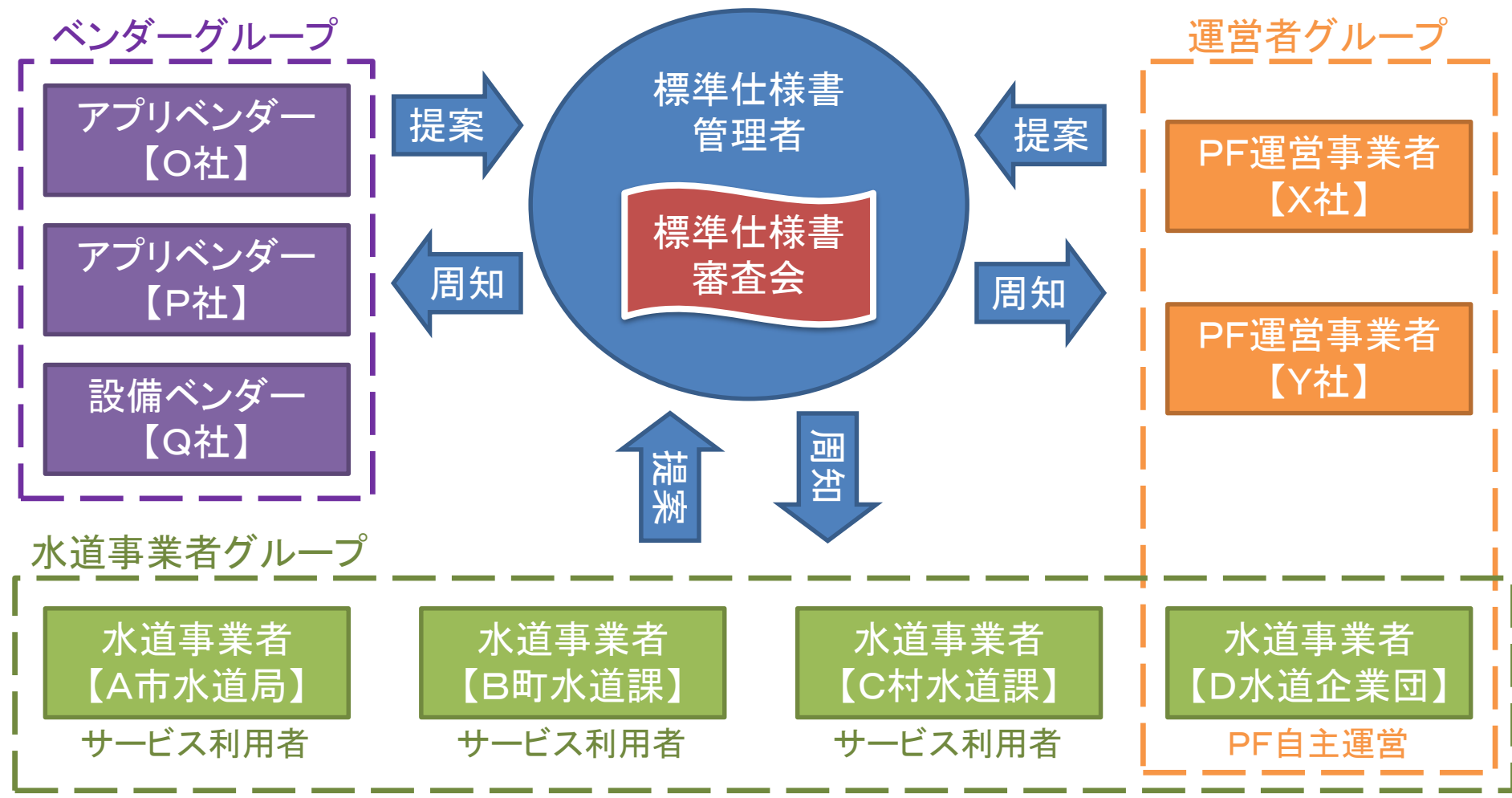
1. システム標準仕様（基本仕様書、ほか）
2. アーキテクチャリファレンス仕様書
3. 調達仕様書（案）
4. 水道情報活用システム導入の手引き

水道情報活用システムにおける情報利活用の高度化、日々進化する技術等への対応、セキュリティ対策のためにも、水道情報活用システムを利用する関係者（水道事業者等、アプリケーションベンダ、デバイスベンダ、プラットフォーム運営事業者、ほか）からの要望・提案を受けて、上記に示す標準仕様等の改定が必要。

個々の水道情報活用システム関係者が独自に改定を行うと、情報流通性の担保が保てなくなるだけでなく、一部のベンダの技術等に偏るなど公平性が保てず、水道情報活用システムを利用する水道事業者等だけでなく、ベンダにとっても不利益となる恐れがある。

**⇒ 独立した第三者機関が標準仕様等を管理し、改定等を行うことが望ましい
（今年度は経済産業省補助事業で設置する本委員会で暫定的に管理を実施）**

標準仕様の管理



標準仕様書の管理者について

- ・標準仕様書の見直し(2回／年程度)等を審議する審査会を開催する
- ・審査会は管理者が事務局となり、各グループの代表者等により構成する
- ・標準仕様書の管理に要する審査会開催費用、事務局経費等は、水道事業者、ベンダー、PF運営事業者等がそれぞれ負担する

標準仕様等の管理者の条件

1. 関係者が安心して標準仕様等の管理を任せられる
2. 関係者からの要望・提案を受けて改定等の検討を行う委員会等を主催できる
3. 一部のステークホルダーの技術等に偏ることなく、透明性の高い管理ができる
4. 標準仕様の原本を管理し、広く一般に公表できる
5. 標準仕様等の管理を継続して行える
6. 水道事業について深い知識を有している

標準仕様等の管理者の選定手法（案）

経済産業省補助事業において設置する委員会で、標準仕様等の管理候補者の適性、管理計画の妥当性等について協議し、管理者を決定することで、透明性を確保

1. 上記条件を満たす団体等に対して、経済産業省及び厚生労働省より推薦
2. 管理候補者において、管理手法等に関する管理計画を策定
3. 管理候補者から提出された管理計画を審議し、管理者を決定

第1回委員会（9月17日開催）

1. 上記1～3に示す標準仕様等管理者の決定プロセスを審議
2. プロセス承認後、経産省・厚労省より管理候補者を推薦

以降、管理候補者において、管理計画書を作成

第2回委員会（2月開催予定）

1. 管理候補者より、管理計画書を提出
2. 提出された管理計画書を審議
3. 管理計画承認後、管理者が決定